

桐生市産材利用促進に関する指針

第1 趣旨

この指針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき制定された、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）に合わせ、木材利用の促進に取り組む対象を、公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大させるため、法第10条第2項に掲げる必要な事項を定め、桐生市産木材（以下「市産材」という。）を利用した木造化や木質化、公共工事等を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりを与え、心身共に健康的で快適な空間を提供するとともに、木材利用を通じた森林の適正管理による森林の多面的機能の持続的な発揮、循環型社会の構築、林業・木材産業の振興及び森林整備の促進などに資することを目的とし、その基本方針を定めるものです。

第2 木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物における木材の利用の促進の意義

市は、法第3条に定める基本理念を踏まえ、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組む。

（1）市の取組

本指針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における市産材の利用に取り組むほか、民間建築物における市産材の利用が促進されるよう努める。

（2）事業者の取組

建築物を整備する事業者、林業・木材産業事業者、その他の関係者（以下「木材関係事業者」という。）は、事業活動において木材の魅力を発信し、市産材の利用の促進に自ら努めるとともに、市の実施する木材の利用の促進に関する施策や、建築物における市産材の利用の促進に協力する。

（3）市民の取組

市民は、市産材の利用の促進に努めるとともに、市が実施する市産材の利用の促進に関する施策に協力する。

2 住宅における木材の利用の促進

市は、法第14条の規定により、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、木造住

宅を建築する者に対する情報提供やその需要の開拓のための支援の他。必要な措置を講ずるよう努める。

3 建築物における木材の利用の促進

(1) 木材の利用を促進すべき公共建築物

市が整備する学校、社会福祉施設、運動施設、教育施設（図書館、公民館等）等の整備にあたっては市産材の利用に努め、その利用の範囲については、計画段階で事業関係部局により協議する。

ただし、次の場合を除く。

- ①建築基準法等関連法令により耐火建築物となり、市産材を利用しての建築が困難である場合。
- ②施設の性格、内容及び構造・部材に要求される性能・耐久性等により、市産材の利用が困難な場合。
- ③施設の維持管理、その他の理由により、市産材の利用が適切ではないと認められる場合。

(2) 木材の利用を促進する公共建築物以外の施設等

公共建築物以外で市産材の利用を促進する施設等の主なものは、道路沿線の緑化木支柱、道路法面や山腹法面の木柵の利用や公園内の歩行者防護柵等とする。

これらの施設については、景観に配慮するとともに現地の状況やライフサイクルコスト等を十分に検討し木材の利用に努める。

4 木材の利用を促進する施策の具体的方向

(1) 計画段階での配慮

市は、新築、増築又は改築する公共建築物の計画に当たり、木造建築物が二酸化炭素の貯蔵庫の役割を果たすことを認識し、建設等の費用だけでなく二酸化炭素の削減効果や建物の維持管理及び解体・廃棄等の費用を含めて総合的に判断して、国が定める「木造計画・設計基準」に準じて、市産材の利用に努める。

(2) 木材関係事業者への要請

自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して木材及び木材製品の利用に努める。

(3) 多様な木材の利用の促進

公共建築物等への木材の利用の促進に当たっては、建築構造材料としての利用はもとより、それ以外の次の用途についても市産材の利用を促進する。

- ①壁、床、天井などの内装

②机、椅子、書棚等の備品

③その他紙類、文具類等

第3 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

市は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たり、一般に流通している木材の使用に配慮し建築コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討し総合的に判断した上で、木材の利用に努める。

また、木造の建築物の整備の検討に当たり、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する。

さらに、備品や消耗品における木材の利用、購入コストや木育の推進など、木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。